

知的財産政策

第5回

令和2年5月1日(金)

加藤 浩

katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp

情報社会と知的財産権

1. 日米の政策の対比

2. アンチコモنزへの対応

①生命と特許

- 知的財産政策は、発明を保護し、イノベーションを推進することができるので、**イノベーション政策**にとって重要である。**(特許法1条)**
- しかしながら、生命分野においては、**倫理的規制(特許法32条)**や研究規制などによって、特許法が制限を受けている。
- したがって、**知的財産政策と倫理的規制との調整**が重要である。**(再生医療、遺伝子治療、ゲノム編集、等々)**
- なお、生命倫理の問題は、特許庁では専門外であり、「生命倫理に反する発明」は、限定的に判断されている。**(特許法の限界)**
- 今後は、生命倫理の専門官庁(文科省・厚労省)と特許庁との連携・協力が必要であろう。**(縦割行政の弊害)**

②遺伝子と特許

- 2013年6月13日に米国連邦最高裁において遺伝子特許の特許適格性を否定する判決が示された。(ミリアッド事件)
- この判決に賛成する立場として、乳がんの遺伝子検査にかかる費用を抑えることができる点、遺伝子の創薬研究(応用研究)が進むという点が主張されている。(アンチコモنزの悲劇)
- 他方、判決に反対する立場として、今後の遺伝子研究(基礎研究)への影響を懸念する意見がある。(コモنزの悲劇の再来)
- 今後は、遺伝子特許によって基礎研究へのインセンティブを維持しつつ、公共性の高い基本特許に対しては、ライセンス活動の促進やそのための公的な支援によって、特許の活用を推進する政策を検討すべきではないだろうか。

③医療と特許

- 日本では、医療行為に特許を付与しない(コモンズ)ので、医療に関する研究開発のインセンティブが弱く、第三者によるフリーライドを阻止できない(コモンズの悲劇)。
- 米国では、医療行為に特許を付与してインセンティブを与えた結果、パリン事件が発生した(アンチコモンズの悲劇)。これに対して、権利行使の制限(知財政策)により対処した(アンチコモンズの悲劇への処方箋)。

⇒問題の所在は、「特許の是非」ではなく、「特許の活用方法」にあり、知財政策により問題の解決を図った。〈米国〉

④ 医薬品と特許

- 医薬品特許は、途上国において権利化されるものの、ライセンスが行われないことがある。その結果、途上国において医薬品へのアクセスができなくなる。(アンチコモنزの悲劇)
- これに対して、近年、強制実施権(知財政策)により、この問題の解消が図られている。(アンチコモنزの悲劇への処方箋)
- しかしながら、過度に強制実施権を発動すると、製薬企業はその国から撤退し、医薬品特許の空洞化を招くことになる。(コモنزの悲劇の再来)
- 現在、最適な強制実施権の在り方を検討するために、WIPO(WTO)とWHOが議論を進めている。

演習課題

【問題】知的財産政策の現状と課題について、「イノベーション(生命・遺伝子、医療・医薬品)と知的財産権」の観点から論じなさい。なお、関連する事例についても論及すること。

※参考文献

G.Hardin “The Tragedy of the Commons” Science, vol.162, 1968, p.1243-1248

M.Heller and R.Eisenberg “Can Patent Deter Innovation? The Anticommons in Biomedical Research” Science, vol.280, 1998, p.698-701

最近の事例

2020/4/15 日本経済新聞

- 各国の製薬会社が新型コロナウイルス感染症のワクチンや治療薬の開発を急ぐなか、薬の特許権に制限をかけようとする動きが相次いでいる。途上国の政府などが、特許技術を第三者が許可なく使える「強制実施権」の発動を検討し、メーカーに安く薬を供給することを促している。「公共の利益」を守るための伝家の宝刀だが、新薬メーカーへの打撃も大きい。
- 米製薬大手アッヴィは、中国で新型コロナ治療に使われている抗エイズウイルス薬「カレトラ」について、全世界で特許権を行使しないことを決めた。その背景には3月中旬にイスラエルが強制実施権を発動し、特許が切れていないカレトラの後発薬の輸入を決めたことがあるといわれる。

最近の事例

2020/4/15 日本経済新聞

- 強制実施権は、**世界貿易機関(WTO)の協定**でも認められている制度で、日本含め、ほとんどの国の特許法で導入されている。**「公共の利益」**などを理由に国が発動を認めれば、特許権者の許可無く第三者が特許技術を使える制度だ。特許権者は国が定めた料率に沿って、利用者から特許使用料を受け取れるが、**市場価格よりは低くなる。**
- 発動に積極的な国のひとつが**インド**だ。同国の後発薬メーカーは政府に、**独バイエルのがん治療薬の特許**に対する発動を申請し、2012年に認められた。その結果、バイエルは売り上げの6%の料率で特許技術が使われた。「医薬は一般に8~50%が相場」なのに比べると、**かなり低率だ。**

最近の事例

2020/4/15 日本経済新聞

- 新型コロナについては、米欧日のメーカーが新薬開発に取り組むほか、他の疾病向けに開発された既存薬の転用可能性を探っている。「アビガン」のように特許が切れていれば高額にはなりにくいですが、切れていない場合は「特許権者は自由に価格を決められる」。
- 「特許権で薬が高額になり、必要な人が使えなくならないよう、政府はあらゆる策を講じるべきだ」。2月には米国議会の議員約50人が、トランプ米大統領に要望書を送った。カナダやドイツなどでも強制実施権を発動しやすくする法整備をしている。

第1部

日米の政策の対比

概要

- 従来、プログラムやソフトウェアは、**技術的特徴が乏しい**ことから、原則として、特許を付与すべきでないと考えられていた。
- 90年代後半から、**ICTの進歩**により、広告、流通、金融などのサービス分野を含め、コンピュータやネットワークを利用してビジネスを行う**発明(ビジネス方法の発明)**が増加した。
- 1998年、米国連邦高裁(CAFC)の判決で、**ビジネス方法が特許の保護対象となることが世界で初めて示された。**(State Street Bank 事件)

※ICTを用いた投資信託の運用方法の発明

- この判決の影響で、その後、米国を中心に、日本を含む世界全体で、**ビジネス方法の特許が国際的に大量に出願**されていった。

State Street Bank 事件

- 米国投資会社であるSignature社が所有する「資金運用のためのデータ処理システム」に関する特許の有効性について、State Street Bank社が争った事件。
- 1998年、米国連邦高裁(CAFC)によって判決が示され、ビジネス方法が特許の保護対象となることが世界で初めて示された。(State Street Bank事件)
- この判決の影響で、米国内で、膨大なビジネス特許(ICT特許)が出願され、登録されていった。また、国際的にも大きなインパクトを与えることになった。

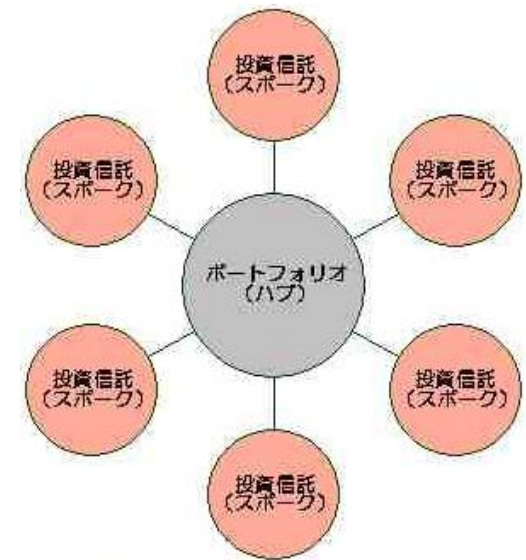
※CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit

State Street Bank 事件

特許の概要 (US 5193056)

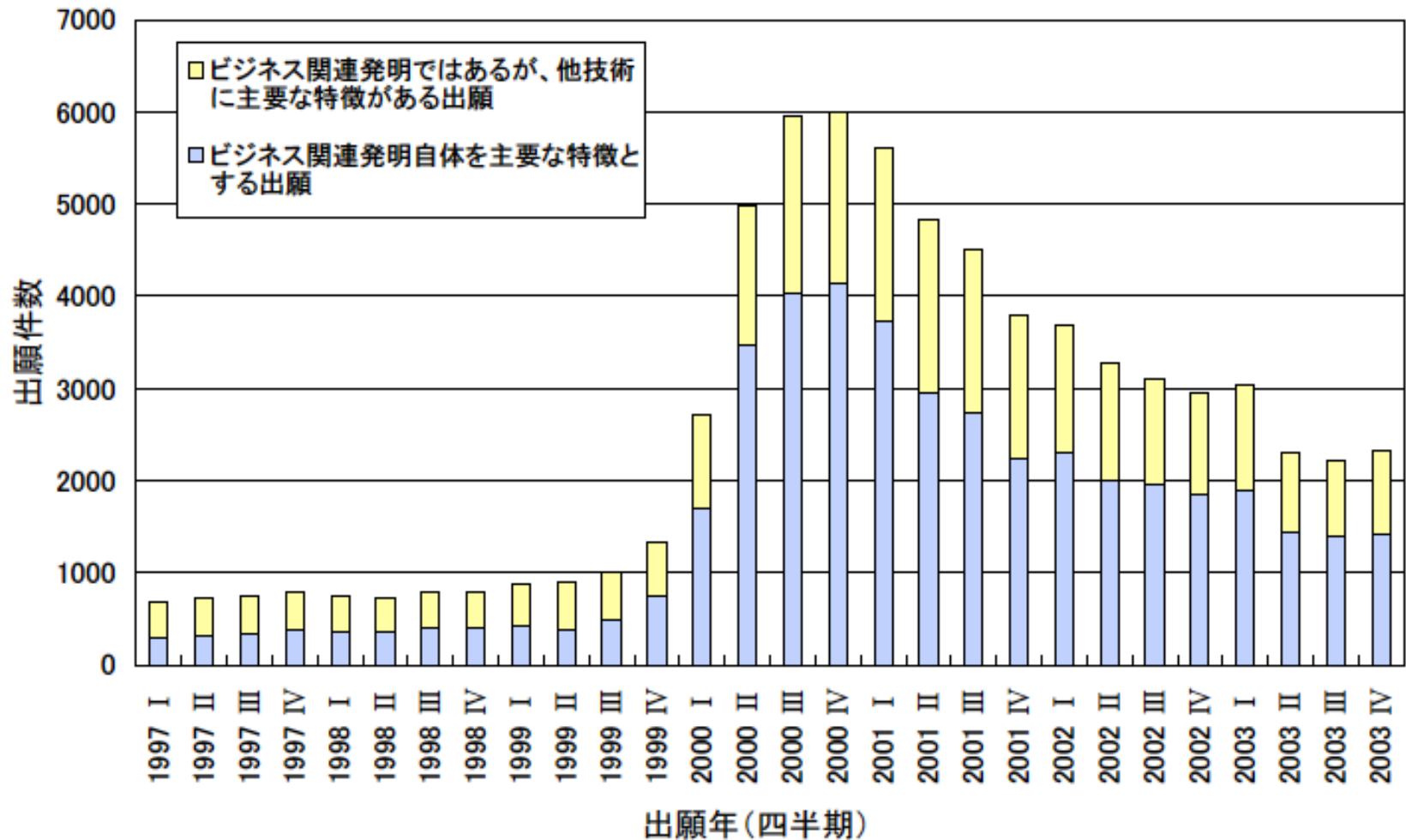
ICTを用いた投資信託の運用方法に関する特許である。複数の投資信託をまとめて運用するとともに、各投資家が資産状況を確認できるようにしたもの。明細書には、**節税できるという経済的効果**が主張されている。

複数の投資信託を車輪のスポークとし、これを集めたポートフォリオを車輪のハブとみたてて、権利者は、この仕組みを **Hub & Spoke 特許** と呼んでいる。



日本への影響

ビジネス関連発明の出願件数(特許のみ)



日本の対応

- 米国の連邦高裁 (**State Street Bank事件**) の影響で、2000年頃に、日本でもビジネス方法の特許出願が急増し、**特許法の改正と審査基準の改訂**で対応した。
 - 特許法の改正 (2002年) により、「**プログラム**」が**保護対象**であることを明確化した (特許法2条3項1号)。
 - 審査基準の改訂 (2001年) により、「**ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現**」していることを、ビジネス方法の特許を認める要件として厳しく課した。
- ⇒ 日本は、プログラムを保護対象とするが、実務上、厳しい要件を課すことで、過剰な特許付与を抑制した。

米国の対応

- 米国では、連邦高裁 (State Street Bank 事件) に基づいて、**多くのビジネス方法に特許が付与**され、ICT 技術が大きく発展していった。(判例主義)
- その結果、ICT 製品に膨大な特許が成立し (**特許の藪**)、**特許紛争が頻発**するようになった。こうして、「**Samsung vs Apple**」のような世界規模の特許紛争につながっていった。



アンチコモنزの悲劇へ

Apple v.s. Samsung

世界規模の特許訴訟

- 米国アップル(Apple)と、韓国サムスン電子(Samsung)のスマートフォン端末およびタブレット端末に関する知財訴訟は2011年から世界各地で繰り広げられてきた。
- その後、2014年8月6日、米国を除く全ての地域で訴訟を取り下げることが両社は共同発表した。
- しかしながら、ICT業界では、その後も、特許紛争が多発する状況が続いている。

Apple v.s. Samsung

裁判長:「時間の無駄では？」

- 米アップルは2015年3月4日、米国の裁判所で、韓国サムスン電子の一部製品の販売差し止めを求めて提訴した。
- アップルは、サムスンのスマートフォンがスライドロック解除や自動修正、クイックリンクなどの技術で特許を侵害していると主張し、サムスン製品の販売差し止めを求めた。
- 裁判長は「サムスンがその技術を使ったからといって、取り返しがつかないほどの損害が生じるのか」と指摘し、「時間の無駄ではないか」と、長く続く訴訟合戦に疑問を示した。

アップルの特許

【図 2 A】

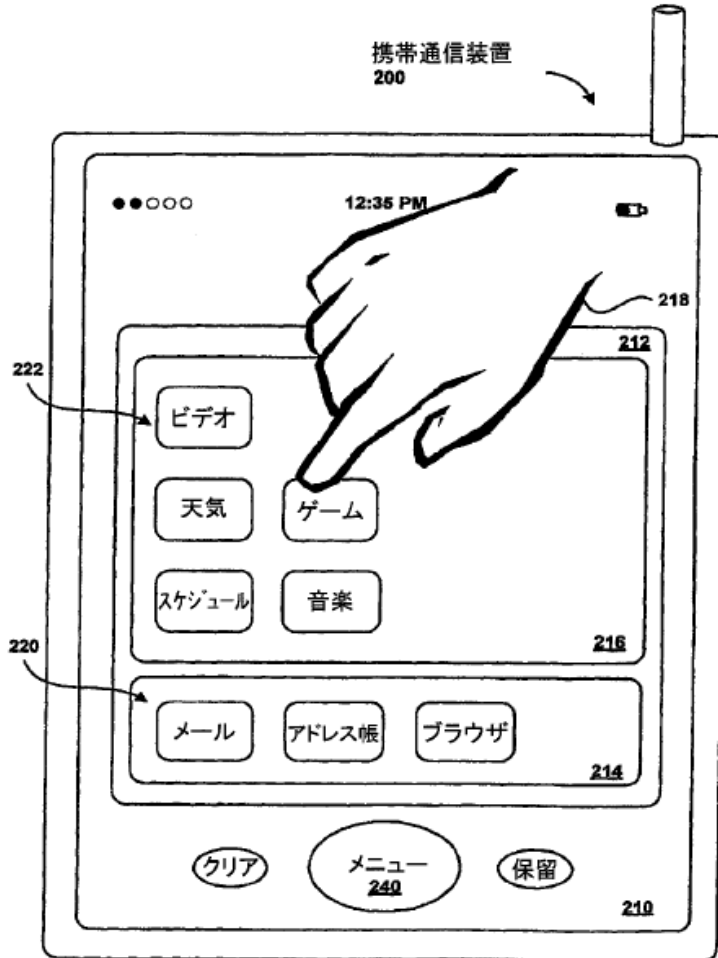


Figure 2A

【図 2 C】

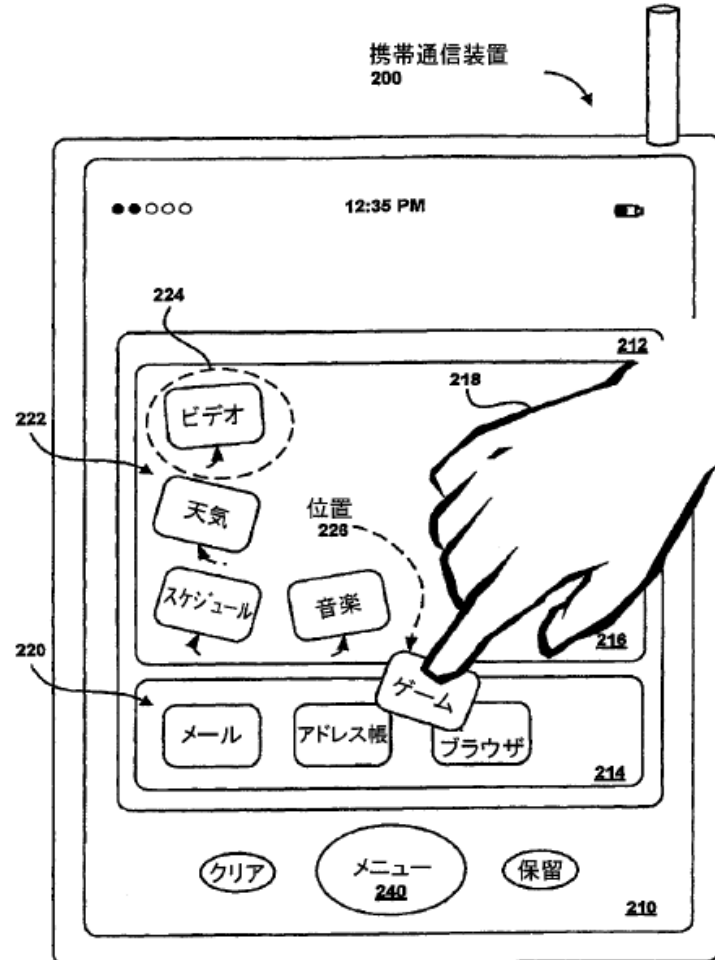


Figure 2C

アップルの特許

【図 2 D】

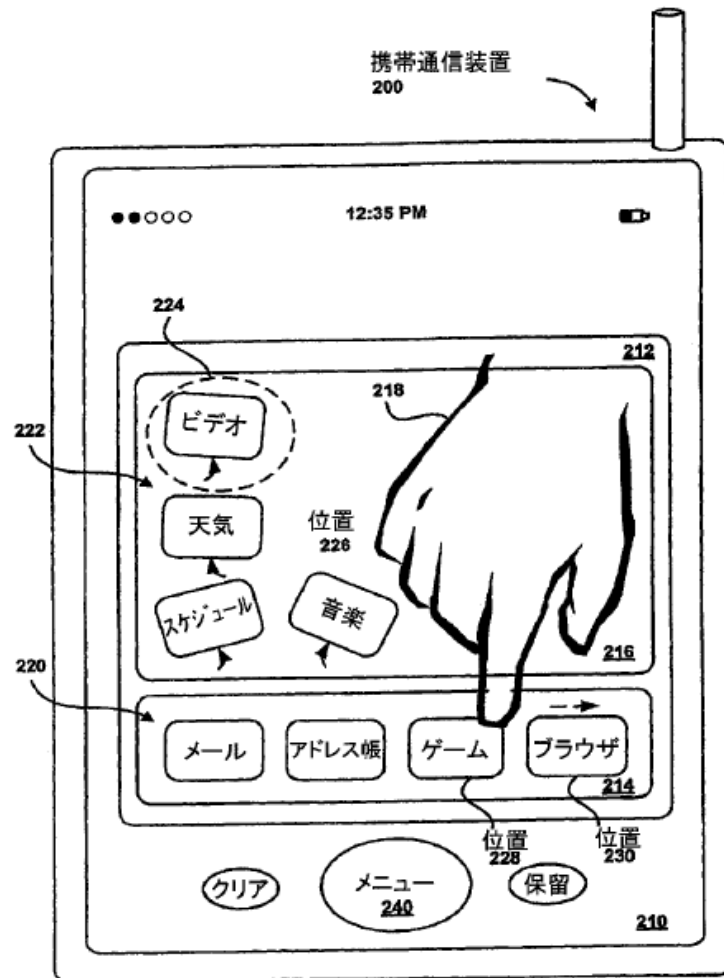


Figure 2D

【図 2 E】

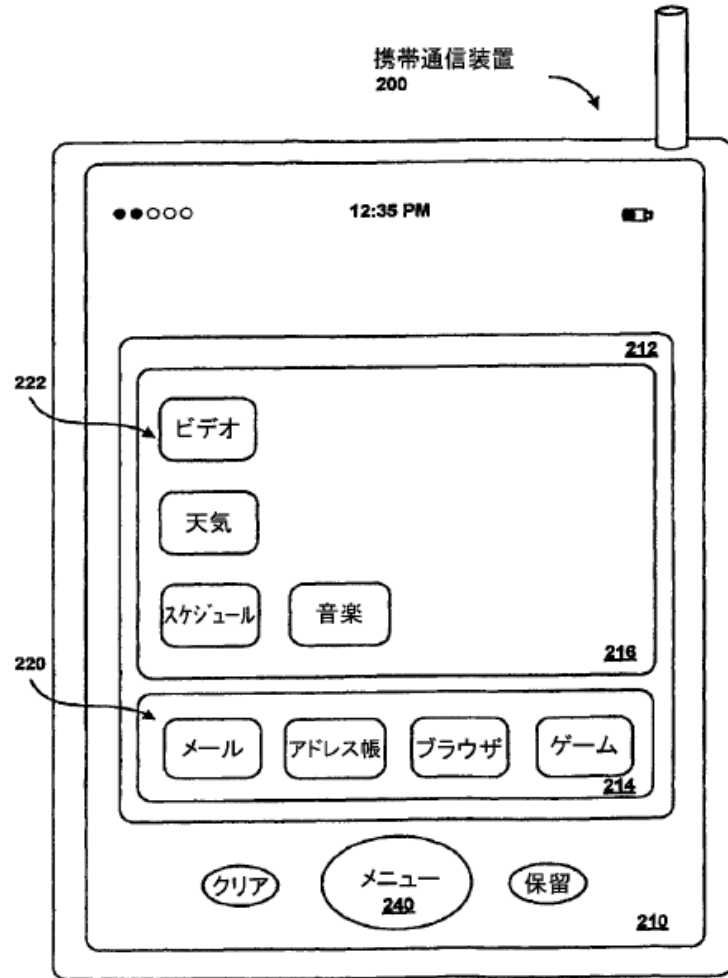


Figure 2E

アップルの特許

【特許権者】アップル インコーポレイテッド

【特許番号】特許第5102777号

【発明の名称】

インターフェース再構成モードを有する携帯用電子装置

【特許請求の範囲】

携帯用電子装置であって、タッチセンシティブ・ディスプレイと、
1つ又はそれ以上のプロセッサと、メモリと、...

...

記インターフェース再構成モード中は、前記第1の複数のアプリケーションアイコンの各アプリケーションアイコンは、前記タッチセンシティブ・ディスプレイ上で再配置可能であることを含むことを特徴とする携帯用電子装置。

「特許の藪」

- 「特許の藪」は、一つの製品や商品を巡り、多くの企業などが、数多くの特許を各自保有している状態で、2000年代から指摘されるようになった。
- 特に、インターネットを媒介としたサービス、携帯電話などサービスの多様化と機能の充実で、どの機能をどの企業が権利として保有しているか見当が付きにくい状態を示している。
- 典型例は、アップルとサムスンの知的財産訴訟の対象となった「スマートフォン」である。

「特許の藪」

- 「特許の藪」は、一つの製品や商品を巡り、多くの企業などが、数多くの特許を各自保有している状態で、2000年代から指摘されるようになった。
- 特に、インターネットを媒介としたサービス、携帯電話などサービスの多様化と機能の充実で、どの機能をどの企業が権利として保有しているか見当が付きにくい状態を示している。
- 典型例は、アップルとサムスンの知的財産訴訟の対象となった「スマートフォン」である。

※米国では、2014年6月、新たな最高裁判決(Alice事件)が示され、2014年12月、ようやく審査基準の改訂により、ビジネス方法の特許に厳しい要件を課した。⇒「特許の藪」への対応策として期待されている。

Alice事件

- 2007年5月、米国において、CLS Bankは、Alice社の米国特許について、特許の無効などを主張して訴訟を提起した。
- 地裁は、Aliceの特許(4件)は、「金融取引のリスクを軽減する手法」に関して、「抽象的アイデア」を規定しているのみであるとして、保護対象の適格性を満たさないと判断した。
- その後、2013年5月10日、連邦高裁において、地裁の判断が支持(特許無効)され、2014年6月19日、最高裁判決においても、その判断が支持(特許無効)された。

⇒ビジネス方法の特許付与に一定の制限が課された。

米国特許法101条ガイダンス

- 米国特許商標庁 (USPTO) は、2014年12月16日に「**保護対象の適格性に関するガイダンス**」(審査基準)を公表した。
 - このガイダンスは、米国特許法第101条の「**保護対象の適格性**」に関して、**最高裁判決 (Alice事件)**を踏まえて策定された。
 - このガイダンスにより、「**保護対象の適格性**」の判断が厳格になされ、**ビジネス方法の特許付与に一定の制限**が課された。
- ⇒「**抽象的アイデア**」は、特許の保護対象としない運用とされた。

まとめ

- 米国では、State Street Bank事件(1998年)に従って、多くのビジネス方法に特許が付与され、ICT技術が大きく発展していった。
- その後、ICT製品に膨大な特許が成立し(特許の藪)、ICT分野では、特許紛争が頻発していった。また、「Samsung vs Apple」のような世界規模の特許紛争につながっていった。
- 米国では、2014年6月、最高裁判決(Alice事件)により、ビジネス方法の特許が否定された。その後、2014年12月、審査基準の改訂により、ビジネス方法の特許付与に一定の制限を課した。
- 日本は、初期の段階から、ビジネス方法の特許に対して、政策的に特許付与を制限したことで、ICT分野の特許紛争を回避した。

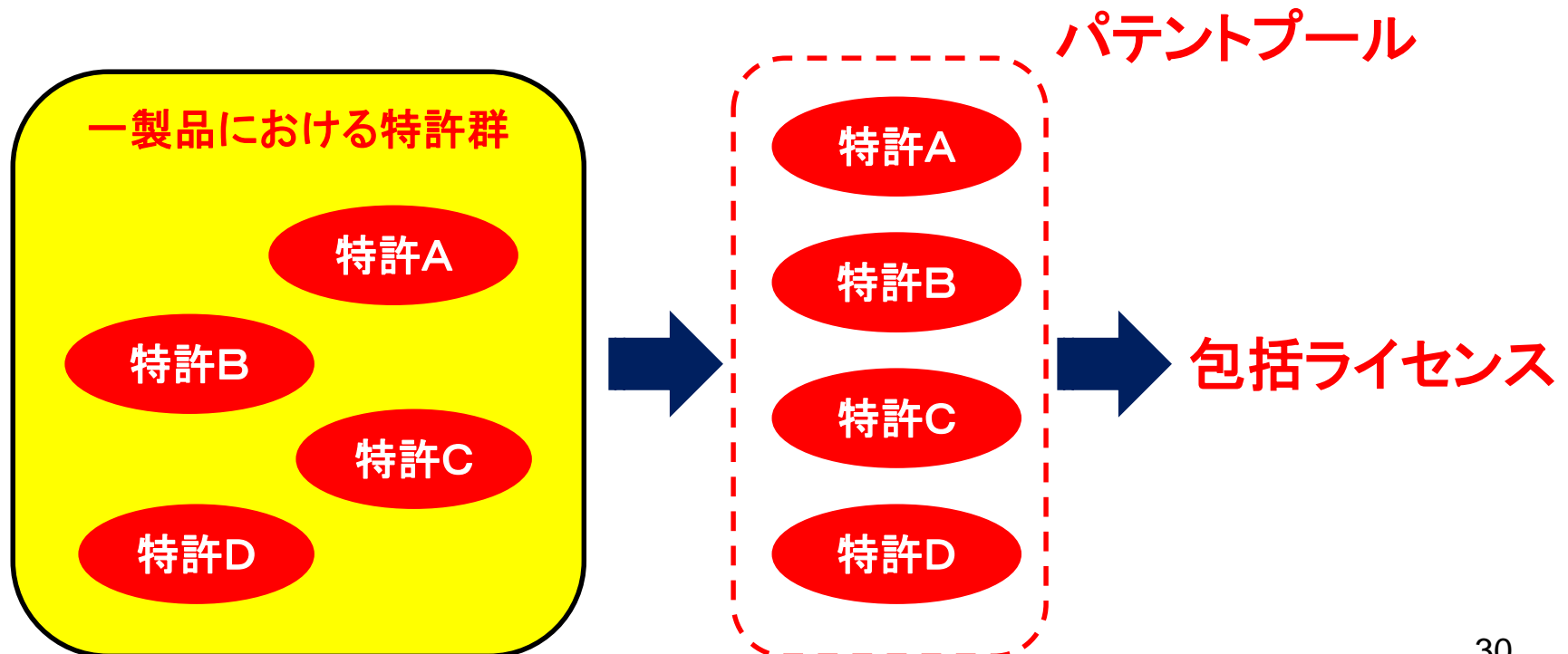
第2部

アンチコモنزへの対応

パテントプール

パテントプール

- 一つの製品に複数の特許が設定されている場合には、これらをまとめて「**包括ライセンス**」(**パテントプール**)を提供することにより、特許技術の活用の促進を図ることが可能である。



パテントプール

- 一つの製品に多数の特許権が設定されている場合、その製品の製造販売を行うためには、これら**全ての特許権について個別的にライセンス**を受けることが必要である。
- しかしながら、特許権者の数が多い場合には、**ライセンス交渉に膨大な労力と費用**を要することになる。
- そこで、このような多数の特許権を一つの**管理団体**が集中管理し、この管理団体を通じて、第三者に対して、**多数の特許権を一括して包括ライセンス**することが行われている。このような手法は、「**パテントプール**」と呼ばれている。

⇒「特許の藪」への対策として期待されている。

パテントプール

- パテントプールは、**特許権の利用促進**を目的としていることから、パテントプールの特許ライセンスにおいて、**ライセンス料は低く設定 (FRAND条件)**されることが**宣言 (FRAND宣言)**されている。

※FRAND条件 : Fair, reasonable and non-discriminatory
Condition (公平、合理的かつ非差別的な条件)

パテントプールと特許法

●パテントプールについて、FRAND宣言された特許権の侵害事件において、知財高裁(大合議)判決が示された。

①差止請求 ⇒ 「認めない。」

②損害賠償請求 ⇒ 「FRAND条件の金額までとする。」

知財高裁・大合議判決：2014年5月16日

パテントプールと競争法

- パテントプールには、通常、必須特許が含まれているため、事業者は、パテントプールの包括ライセンスを受けないと、事実上、市場に参入できなくなる。
- したがって、特定の事業者のみに対して、パテントプールへの参加を不当に制限したり、不当に差別的な取り扱いを行うと、独占禁止法上、問題となる可能性がある。
- パテントプールが独占禁止法に違反することとなった事例としては、平成9年8月6日公正取引委員会勧告審決（平成9年（勧）第5号）「パチンコ機特許プール事件」がある。

パチスロ事件

●パチンコ機特許プール事件(平成9年8月6日)

「X社ら及びY連盟の行為は・・・我が国におけるパチンコ機の製造分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは特許法・・・による権利の行使とは認められないものであり、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

公正取引委員会

- パテントプールと競争法の関係については、公正取引委員会では、「パテント・プールは、事業活動に必要な技術の効率的利用に資するものであり、それ自体が**直ちに不当な取引制限に該当するものではない**」としている。
- しかしながら、次のような場合には、独占禁止法上、問題となる場合がある。
 - ① **パテント・プールへの参加に係る制限**
 - ② **パテント・プールのライセンスに伴う条件設定**

※「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年9月28日)

まとめ

- パテントプールは、**包括ライセンス**を行う手法であり、「**特許の藪**」への対策として有効である。ライセンス料が低く設定(**FRAND条件**)されるため、**特許の利用が促進**される。
- パテントプールは、権利行使に一定の制限が課されることが裁判例によって示されている。すなわち、**差止請求は認められない**うえに、**損害賠償はFRAND条件の金額まで**とされた。
(知財高裁・大合議 2014年5月16日)
- パテントプールは、**独占禁止法上、問題**となる場合がある。
 - ① **パテント・プールへの参加に係る制限**
 - ② **パテント・プールのライセンスに伴う条件設定**

競争法で特許制限の動き

2018/4/16 日本経済新聞

- 通信技術などに欠かせない標準必須特許の権利を各国・地域の独禁当局が制限する動きが相次いでいる。IoTの普及などで特許の影響力が増しているからだ。
- しかし、権利を持つ発明者は「報いられなければ技術開発の意欲が薄れる」と反発する。産業界の異業種連携も進む中、イノベーションの担い手をどこまで守るべきかという議論が高まってきた。

競争法で特許制限の動き

2018/4/16 日本経済新聞

- 2017年には米連邦取引委員会(FTC)が標準特許を持つ米クアルコムを、幅広く利用許可を与える義務に違反したとして提訴。クアルコムは2016年には同様の案件で韓国当局から独禁法違反で1兆300億ウォン(約1千億円)の課徴金を命じられてもいる。
- あまりに権利者が強くなれば標準特許を使いにくくなり、新規参入も困難になる。一方、特許の権利者側として、クアルコムは「発明者が報いられなければ、技術開発の意欲が薄れる」と訴えた。「競争法と特許法のバランスを取り戻すべきだ」とも指摘した。

パテント・トロール

パテント・トロール

- パテント・トロールとは、自らが保有する特許権（発明家から購入）を侵害している可能性のある者を探し出し、それらの者に特許権を行使して巨額の損害賠償やライセンス料を得ようとするが、自らは特許権に基づく製品を製造しない者のことを指す。
- パテント・トロールの行為は、特許権に基づく製品の製造・販売がなされない点で、産業の発達という特許法の趣旨に合致しないうえ、製造部門を持たないことから、クロスライセンスという手法により和解に持ち込むことができないという点が問題として指摘されている。

パテント・トロール対策(1)

- パテント・トロール問題への対策は、日本では、まだ検討中であるが、米国では、パテントトロールに対して、「**損害賠償は認めるが、差止請求は認めない**」とする判決(e-bay判決)が示されている。

※ e-bay判決: eBay Inc. v. MercExchange L.L.C., No. 05-130, 126 S.Ct. 1837, 2006 (May 15, 2006)

パテント・トロール対策(2)

- 米国では、パテント・トロール対策法として、**SHIELD法案**が国会に提出されている。(2012年10月)
- SHIELD法のポイントは、**特許非侵害であることが裁判で明らかになれば、被告側の代理人費用を原告側が負担する**というものである。この法案が成立すれば、**勝訴を確信している被告は、代理人費用を気にすることなく裁判で自らの無罪を立証**できることとなる。

まとめ

パテント・トロール

パテント・プール

特許権の制限

特許権の制限

e-Bay判決
SHIELD法

FRAND条件
独禁法

パテント・コモンズ

パテント・コモンズ

パテント・コモンズ

- パテントコモンズとは、特許権を取得した後、特許発明を独占するのではなく、**第三者に広く利用**させるものである。典型的な事例としては、環境に貢献する技術に関する特許権を無償で開放する「**エコ・パテントコモンズ**」がある。
- パテントコモンズは、**企業の社会的責任** (corporate social responsibility: CSR) を意識した取り組みの一つと考えられるが、**ビジネスの機会を拡大**するという長所もある。
- 最近では、大学や企業等が保有する特許権等を研究に限って無償で開放する「**リサーチ・パテントコモンズ**」という考え方も提唱されている。

トヨタ、FCV特許無償提供

<2015/1/6 自動車ビジネス>

- トヨタ自動車は1月6日、トヨタが保有する**燃料電池車(FCV)関連の特許を無償提供**することについて、「地球人として、このあとの50年を見据えてやるには、こういうことが大事」との考えを示した。
- 「**水素社会を造り上げるということは、いち自動車会社ではできないし、またいろんな方が参加してくれないことにはできない。水素自動車の実現というのは長い道のりだ**と思う。水素社会を実現させるためには、**良い決断だ**と思っている」と述べた。
- 無償で提供する**期間を2020年末まで**とした理由については、「2020年はちょうど(東京)オリンピック。あと5年というターゲットをベースに、今までやってきたことをスピードアップさせることは可能だ」と話した。

NASA、50以上の特許技術を公開

<2016/5/8 サイエンス>

- 「これらの技術を公開することで、私たちは民間企業がNASAの技術を使い、新たな形で量産・利得を実現することを奨励したい。」
- 公開された特許技術の中には、「宇宙空間で人間が生活や仕事をする際に必要な技術」、「宇宙船が音速で飛行する際の周囲の空気の流れを制御する技術」、「燃料注入システム」などがある。

最近の事例

Cnet Japan 2020年4月24日

- 「Open COVID Pledge」という組織が、**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の拡大防止や感染者の治療といった活動を支援しよう**と、メンバー企業が保有する特許を無償提供する。
- メンバーには、新しく**Amazon.com、Facebook、Hewlett Packard Enterprise、IBM、Microsoft**の参加が決まった。
- Open COVID Pledgeの参加メンバーは、COVID-19パンデミックの収束と被害の最小化に利用する目的であれば、それぞれの**保有特許を一時的に無料で提供**するという。該当する特許は、研究や開発のほか、医療機器など各種技術の開発に利用できる。
- 活動を支援するメンバーには、**Creative Commons**やMozillaなどが名を連ねている。

参考文献

<第5回>「情報社会と知的財産権(1)」(5月1日(金)3限)

- ・公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」平成19年9月28日 <http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
- ・公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」平成17年6月29日
<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>
- ・クリエイティブ・コモンズ
<http://creativecommons.jp/licenses/>
- ・加藤浩「FRAND 宣言された特許権の行使と権利濫用について判示された事例」日本大学知財ジャーナル(2015年3月)
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/doc/property08.pdf>